

.....  
.....  
平成14年 第4回 12月(定例)中間市議会会議録(第1日)

平成14年12月5日(木曜日)

.....  
議事日程(第1号)

平成14年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意第 3 号 公平委員会の委員の選任について  
(日程第 2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第 4 8 号議案 平成14年度中間市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 第 4 9 号議案 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第3号)
- 日程第 5 第 5 0 号議案 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第  
1号)
- 日程第 6 第 5 1 号議案 平成14年度中間市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 第 5 2 号議案 平成14年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第  
2号)  
(日程第 3 ~ 第 7 提案理由説明)
- 日程第 8 第 5 3 号議案 中間市出張所設置条例及び中間市児童遊園設置条例の一部  
を改正する条例
- 日程第 9 第 5 4 号議案 中間市職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 第 5 5 号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正  
する条例
- 日程第 11 第 5 7 号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 第 5 8 号議案 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例及び中間市  
中央公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 第 5 9 号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 第 6 0 号議案 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
(日程第 8 ~ 第 14 提案理由説明)
- 日程第 15 第 5 6 号議案 中間市国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例  
(日程第 15 提案理由説明)
- 日程第 16 第 6 1 号議案 中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例  
(日程第 16 提案理

- 日程第 17 第 6 2 号議案 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について  
 日程第 18 第 6 3 号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減について  
 日程第 19 第 6 4 号議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について  
 (日程第 17 ~ 第 19 提案理由説明)  
 日程第 20 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22名)

1 番 岩崎 三次君	2 番 中家多恵子君
3 番 井上 久雄君	4 番 植本 種實君
5 番 山本 慎悟君	6 番 野村 重利君
7 番 山本 貴雅君	8 番 宮下 寛君
9 番 青木 孝子君	10 番 久好 勝利君
11 番 佐々木正義君	12 番 堀田 英雄君
13 番 福田 一則君	14 番 山之内 智君
15 番 香川 実君	16 番 古野 嘉久君
17 番 岩崎 悟君	19 番 上村 武郎君
20 番	21 番 片岡 誠二君
22 番 米満 一彦君	23 番 穴井光午郎君
24 番 杉原 茂雄君	

欠席議員 (1名)

18 番 須本 武雄君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 . . . . . 大島 忠義君	助役 . . . . . 松下 俊男君
収入役 . . . . . 藤井 紅三君	教育長 . . . . . 船津 春美君
総務部長 . . . . . 上田 献治君	市民経済部長 . . . 貞末 伸作君
民生部長 . . . . . 勝原 直輝君	教育部長 . . . . . 工藤 輝久君

建設部長	・	・	・	・	中木	陞君	水道局長	・	・	・	・	小南	哲雄君
市立病院事務長	・	田中	茂徳君	消防長	・	・	・	・	中村	忠雄君			
合併問題対策室長	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	村田	育男君
秘書課長	・	・	・	・	白尾	啓介君	企画課長	・	・	・	行徳	幸弘君	
総務課長	・	・	・	・	烏井	政昭君	財政課長	・	・	・	牧野	修二君	
市民課長	・	・	・	・	井上	敏幸君	健康増進課長	・	・	柴田	芳夫君		
介護保険課長	・	・	是永	勝敏君	下水道課長	・	・	須澤	広則君				
中央公民館長	・	・	西脇	末次郎君	営業課長	・	・	・	原田	慶雄君			

事務局出席職員職氏名

局長	岡部	数敏君	次長	渡辺	恭男君
書記	赤木	良一君	書記	末廣	誠君
.....					

午前10時00分開会

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は22名で定足数に達しております。これより平成14年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

.....

#### 日程第1．会期の決定

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程のとおり、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は16日間と決しました。

.....

#### 日程第2．同意第3号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第2、同意第3号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。同意案第3号公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の公平委員であります江崎保氏の任期が平成15年1月18日で満了いたします。

つきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政にすぐれた識見を有しておられます村井勝義氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

よろしく同意のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）



4番	植本 種實議員	5番	山本 慎悟議員
6番	野村 重利議員	7番	山本 貴雅議員
8番	宮下 寛議員	9番	青木 孝子議員
10番	久好 勝利議員	11番	佐々木正義議員
12番	堀田 英雄議員	13番	福田 一則議員
14番	山之内 智議員	15番	香川 実議員
16番	古野 嘉久議員	17番	岩崎 悟議員
19番	上村 武郎議員	21番	片岡 誠二議員
22番	米満 一彦議員	23番	穴井光午郎議員
24番	杉原 茂雄議員		

.....

議長（岩崎 三次君）  
投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）  
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（岩崎 三次君）  
開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上久雄君及び穴井光午郎君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

議長（岩崎 三次君）  
投票の結果を報告いたします。  
投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成19票、反対2票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意第3号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

.....

午前10時14分再開

議長（岩崎 三次君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第3 . 第48号議案

日程第4．第49号議案

日程第5．第50号議案

日程第6．第51号議案

日程第7．第52号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第3、第48号議案から日程第7、第52号議案までの平成14年度補正予算5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第48号議案から第52号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第48号議案平成14年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費では、中間市役所前遠賀橋かけかえ工事に伴います庁舎周辺整備として787万円。民生費では、特別会計国民健康保険事業、介護保険事業特別会計及び老人保健特別会計に対する繰入金5,867万円を追加補正しております。衛生費では、地球温暖化防止対策として、低公害車を購入するために総務費と合わせて417万円を、さらに、中間駅前整備の一環といたしまして、市民トイレの設置及び駅前ロータリー改良事業と合わせて2,500万円を。また土木費では、来年度予定をいたしておりました中鶴市営住宅の改善を国庫補助事業として、本年度1,522万円の前倒し予算を計上いたしております。

歳入の主なものにつきましては、市税では6,997万円を、地方交付税では3,015万円を、国庫及び県支出金では9,930万円を、さらに、諸収入のうち国民年金印紙売りさばき基金の廃止に伴う運用基金の繰り入れ4,500万円の予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも3億3,830万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ168億3,993万円とするものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、第49号議案平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費では、人事異動による人件費等の減額を511万円計上し、また、保険給付費では1,013万円、老人保健に対する拠出金としては1億573万円、さらに、諸支出金に74万円の増額予算を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金で6,232万円、一般会計からの繰入金3,032万円、諸収入1,885万円の予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも1億1,149万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ44億8,601万円とするものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、第50号議案平成14年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、人事異動に伴う給料及び職員手当等の減額と工事支障物の移設に伴う補償費の増額を行うもので、歳出については、一般管理費及び公共下水道建設費の職員人件費を総額で671万円減額し、補償費を1,550万円増額しております。

以上の歳出に伴う歳入につきましては、工事負担金2,800万円増額し、歳入欠陥補てん収入を1,977万円減額補正するものであります。

以上により、歳入歳出それぞれ823万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億916万円とするものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、第51号議案平成14年度中間市老人保健特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳出につきましては、老人保健法改正に伴い、高額医療費の払い戻し等の方法が大幅に変更されております。そのため、迅速かつ正確な事務処理を実現をし、市民サービスの向上に期すために、電算システムを新法に適応させることが必要となり、電算システム変更費として600万円の予算計上をいたしております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金600万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも600万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,333万円とするものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、第52号議案平成14年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費が当初見込み額より約6.8%の伸びが見込まれることから、その不足分と、総務費として主治医意見書代等の役務費を計上いたしております。

まず、歳入につきましては、歳出の保険給付費の増額による負担割合、国庫支出金25%分3,702万円、支払い基金交付金33%分4,735万円、県支出金及び一般会計繰入金それぞれ12.5%分1,793万円を計上いたしております。

また、歳出につきましては、保険給付費に1億4,351万円、総務費に535万円を増額し、基金積立金では第1号被保険者の保険料負担分を基金から補てんするため2,443万円を減額いたしております。



以上により、歳入歳出とも1億2,467万円を追加して、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,823万円とするものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております補正予算5件に対する質疑は、12月9日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第 8 . 第53号議案

日程第 9 . 第54号議案

日程第10 . 第55号議案

日程第11 . 第57号議案

日程第12 . 第58号議案

日程第13 . 第59号議案

日程第14 . 第60号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第8、第53号議案から日程第14、第60号議案までの条例改正7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第53号議案から第55号議案まで、第57号議案から第60号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第53号議案中間市出張所設置条例及び中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、第12次住居表示が本年10月28日から施行されたことに伴い、本条例中に規定しております各施設の位置に関する条文の整備を行うものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、第54号議案中間市職員定数条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回提案をいたします職員定数の改正は、市長事務部局の職員と教育委員会の事務部局の職員をそれぞれ5名、水道事業企業職員を10名の計20名の削減と消防本部の職員4名と市立病院の職員5名の計9名の増員を行い、総計で11名の定員削減を実施するものであります。

市長事務部局等の定員削減の主な理由といたしましては、平成9年度から実施してまいりました行政改革を進める中、組織機構の見直しや事務の効率化を図り、これまでに実人員の削減を行いまして、本条例を今回ご提案するものであります。

なお、今回増員となる消防本部及び市立病院の定数増につきましてご説明を申し上げます。

消防本部では、消防事務及び火災と救急・救助活動等の二つの業務を兼務いたしているわけですが、昨今の消防行政を取り巻く環境は複雑多様化し、また市民が消防に求めるニーズも増大の一途をたどっております。特に救急業務の著しい増大により、救急車が2台あるいは3台同時に出動することが頻繁に発生をするため、非番の職員を招集して補強・補充しなければならない状況が多く発生しております。

このような状況の中、現在の人員で対応しようとする、職員の消防事務あるいは救急救命士研修を初めとした研修業務等を円滑に遂行することが困難となるような問題も発生をし、消防業務全般の運営に支障が生ずることが予想されます。

今後とも、市民の生命・身体・財産を守り、安全で快適な日常生活を確保するために消防署の業務体制の強化が必要でありますことから、今回4名の増員をご提案させていただくものであります。

次に、市立病院の増員についての理由をご説明いたします。

市立病院は、地域医療の中核施設として、市民の健康確保のために日夜業務を遂行しているところでございますが、今回の増員は、より一層の医療体制の充実とその水準の向上を図る目的で実施するものであります。

このたびの医療法改正により、病院の機能区分が義務づけられ、来年の8月までにすべての病院は病床区分を選択しなければなりません。このことにより、本市立病院は一般病棟を選択する予定であります。当該区分での看護基準は2.5対1の基準が望ましいと言われており、現在の当病院における3対1の基準での職員数では、この基準を充足することは困難であり、このことから定員の増加を図るものであります。

いずれにいたしましても、今回の定数の見直しは、市民サービスと行政効率の向上の両立を図る目的で実施するものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第55号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回ご提案いたします条例改正の主な内容は、さきの人事院勧告による一般職職員の給与改定等に伴う関係条例の改正であります。

具体的な改正内容であります。まず給料表の改定についてご説明申し上げます。行政職給料表を初めとして、すべての給料表において平均2.03%のマイナス改定を実施いたします。扶養手当の変更は、配偶者にかかわる支給月額を現行の1万6,000円から2,000円減額して1万4,000円に、子供等のうち3人目以降の支給月額を3,000円から5,000円に引き上げるものであります。期末勤勉手当の変更は、1年を通しての支給月数を4.7カ月から4.65カ月に減じた上、3月期の期末手当を廃止し、

6月期と12月期に再配分した上で、期末手当と勤勉手当の割合を改正するものでありますが、本年度に限り期末手当の再配分は行わず、3月の期末手当の支給月数を0.05カ月減じる調整をした上で、3月15日に支給いたします。また、昨年度の人事院勧告に伴い新設された特例一時金は廃止いたします。

なお、この人事院勧告とは別に、当分の間、昨今の財政事情をかんがみ、教育長を含めた4役の給料の5%カット並びに平成15年3月の期末手当の0.1カ月分カットに加えて、管理職手当の最大3%カットも実施をいたします。

次に、給料の支給日の変更についてであります。これまでは時間外勤務手当を毎月20日、給料を22日に支給しておりましたが、この支給日を20日で統一するものでありまして、人事給与システムが稼働を始める平成15年度を契機に実施しようとするものであります。なお、このシステムの稼働により、庶務事務の効率化並びにペーパーレス化を大幅に促進することが可能となるものと考えております。

一方、市立病院の組織機構の拡充に伴う改正であります。これまで医療職給料表第2表に位置づけられる職域、いわゆる診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、理学療養士、作業療養士及び栄養士のそれぞれの職におきましては、これまで一般事務職という係長相当職までの補職までしか設けておりませんでした。これらの技術職は専門性が高く、それぞれ独立をいたしております。このため、指揮命令系統を明確化することにより、円滑でミスのない医療業務の遂行を図ることができるよう、今回新たに課長補佐相当職の補職を設けるものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第57号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年10月1日に地方税法が改正されたことに伴うものであります。

改正の趣旨を申し上げますと、医療保険制度改革の実施にあわせて、国民健康保険税所得割の課税ベースとなる所得を、個人住民税における所得と整合的なものとするよう見直すことにより、納税義務者間における税負担の公平性の確保等を図ろうとするものであります。

内容につきましては、所得割の課税標準額の算出において、次の4点を改正するものであります。

第1は、65歳以上の公的年金等特別控除額17万円の廃止であります。

第2は、給与所得特別控除額2万円の廃止であります。

第3は、青色事業専従者給与・事業専従者控除の適用であります。

第4は、長期譲渡所得等の特別控除を適用するものであります。

以上の改正は、平成15年度以降の国民健康保険税について適用するものでありまして、今回の改正により、総額で約3,800万円の増収を見込んであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、第58号議案中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例及び中間市中央公民館条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、働く婦人の家敷地内に陶芸室を建設いたしたことに伴い、使用料を徴することを目的に、働く婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

また、中央公民館陶芸サークルが昭和62年7月に財団法人日本生命財団より陶芸窯等の寄贈を受け、以降、公民館車庫を陶芸室としてサークル活動をしてこられました。今回、市が陶芸窯等の寄附を受けたことから、婦人の家の陶芸室と同様、陶芸室等の使用料を徴することを目的に、中央公民館条例の一部を改正をあわせて行うものであります。

なお、それぞれの陶芸室及び窯の使用料は、他市の料金を参考にして、働く婦人の家の電気窯については電気の使用料を、中央公民館の灯油窯については灯油の実費を基本にして使用料等を算定いたしております。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、第59号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

消防法の一部を改正する法律及び消防法施行令の一部を改正する政令が、昨年7月及び12月に公布され、また、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準が、本年3月にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、第60号議案中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、水道法の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されたことに伴うものであります。

改正の内容は、小規模貯水槽水道の衛生管理について、管理不徹底に起因する水質劣化や衛生上の問題が見られることから、貯水槽水道の適切な管理を促す実効性のある仕組みをつくるよう水道法が改正をされ、供給規定に水道事業者及び貯水槽水道設置者双方の責任に関する事項を定めることを求めているため、水道法上の供給規定に当たる本条例の一部を改正するものであります。

このことによりまして、従来水道法に根拠規定がないため、水の供給者でありながら十分関与できなかった貯水槽水道の管理に水道事業者として関与できることになりました。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております条例改正7件に対する質疑は、12月9日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第15 . 第56号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第15、第56号議案の条例廃止を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第56号議案中間市国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、昭和40年4月1日から施行され、国民年金の印紙購入及び売りさばきに関する事務を円滑に行うため制定されたものでありまして、これまで必要な資金の運用をしております。

しかしながら、平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が施行されたことに伴い、国民年金保険料の収納事務が本年4月1日から国の事務に移管されたことにより、市町村が国民年金の印紙購入及び売りさばきに関する事務を行う必要がなくなりましたことから廃止するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております第56号議案に対する質疑は、12月9日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第16 . 第61号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第16、第61号議案の条例制定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第61号議案中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

我が国における男女共同参画社会の実現に向けて国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、平成12年には「男女共同参画基本計画」を策定いたしておりますが、福岡県においては、平成13年に「福岡県男女共同参画推進条例」を設置しております。

この国の取り組みや県の条例設置を受けまして、本市におきましても男女共同参画プラン策定に向けて取り組んでおりますが、現在、プラン策定に必要な市民意識調査を実施し

ており、その報告書を今年度末までに取りまとめることとしております。

この市民意識調査の結果に基づきまして、平成15年度中に「中間市男女共同参画プラン」を策定することとしていますが、このプラン策定に当たりまして、学識経験者や社会活動団体はもとより、一般市民の参画を求めてプランを策定いたしたいと考えておりますことから、本条例を設置するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております第61号議案に対する質疑は、12月9日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第17．第62号議案

日程第18．第63号議案

日程第19．第64号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第17、第62号議案から日程第19、第64号議案までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第62号議案、第63号議案、第64号議案、福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減についての提案理由と福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及び福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減についての提案理由は、同一の理由でありますことから一括して提案させていただきます。

本件は、それぞれの組合の構成団体である宗像市及び宗像郡玄海町が合併することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、平成15年3月31日を限り市町を当該組合から脱退させ、同年4月1日から宗像市を加入させることに関する協議がなされたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております第62号議案から第64号議案までの3件に対する質疑は、12月9日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第20．会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第20、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において植本種實君及

び米満一彦君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            岩   崎   三   次

議 員            植   本   種   實

議 員            米   満   一   彦